

地域振興県土警察常任委員会資料

(平成26年3月18日)

- 1 県内建設業の経営状況等について 【県土総務課】……1ページ
- 2 インフラ長寿命化計画と国土強靱化地域計画等について 【技術企画課】……3ページ
- 3 県内高規格幹線道路等の整備状況について 【道路企画課】……4ページ
- 4 直轄道路・河川の権限移譲に係る個別協議について【道路企画課・河川課】……5ページ
- 5 スカイマーク路線拡充に伴う米子鬼太郎空港の駐車場の対応について
【空港港湾課】……9ページ
- 6 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について
【技術企画課・道路企画課・道路建設課・河川課・治山砂防課】……11ページ

県土整備部



県内建設業の経営状況等について

平成26年3月18日
県土総務課

14ヶ月予算の執行、適切な賃金水準確保と社会保険加入促進等の就労環境改善、総合評価制度等の見直し、最低制限価格・低入札調査基準価格の引上げなどを総合的に実施してきたところ、県内建設業の経営状況に次のような効果が現れ始めています。

1 平成25年度の経営状況

(1) 売上高営業利益率

経営指標の一つである売上高営業利益率が、前年度に比べ+2.2%改善された

| 完成工事高別の売上高営業利益率 | | | | | | (%) |
|-----------------|-------|---------|----------|-----------|------|---------------|
| 完成工事高(億円) | 1未満 | 1以上~5未満 | 5以上~10未満 | 10以上~30未満 | 30以上 | 計 |
| 平成25年度 | -3.10 | 1.47 | 2.34 | 2.97 | 2.69 | -0.78 (+2.24) |
| 平成24年度 | -6.98 | 0.82 | 2.28 | 1.79 | 2.54 | -3.02 |

県工事入札参加資格を有する県内業者の財務諸表集計結果(県土総務課)より

※ 売上高営業利益率とは、営業利益(営業活動に対する利益額)を売上高(完成工事高と兼業売上高)で除した率。この率が高いほど収入に対して収益性が高く、効率よく利益を確保できていることとなる。

※ 各年度は前年10月から当年9月の間の決算で整理し、分析対象は約900社

(2) 現金給与総額

平成25年において建設業の現金給与総額が5%上昇した

毎月勤労統計調査地方調査(県統計課)より 県内現金給与総額名目賃金指数(事業所規模5人以上)

2 今後の主な取組

(1) 14ヶ月予算の円滑な執行

経済対策補正予算分について、年度内に約6割、6月末には約9割と集中的に前倒し発注するとともに当初予算分も一体的に執行し、年間を通じて発注の平準化と実働工事量の確保を図る。

(2) 就労環境の改善と将来の担い手確保・育成

①適切な賃金水準の確保、社会保険加入の徹底

- 平成26年2月に公共工事設計労務単価を約6.6%上げた。
- 当該引上げが確実に技能労働者の就労環境改善につながるよう、県工事の入札参加資格を有する県内業者全905社に対して取組推進を要請したところであり、引き続き、官民を挙げて就労環境改善に向けた取組を推進して行く。

②建設技能労働者の労働環境改善と若年者の確保・育成事業(平成26年度新規事業)

- 建設技能労働者の賃金水準の確保や社会保険加入促進といった処遇改善や若年入職者確保に向けて、法定福利費を内訳明示した見積書の活用促進及び下請契約の分析等の詳細調査を実施する。
- 若年者の育成に向けて、国助成制度活用促進(上乘せ助成)や専門工事業団体との意見交換を行う。

(3) 消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保

- 下請へのしわ寄せは絶対にあってはならないものとして、今年1月15日に現場説明書を改正して消費税の適正な転嫁を契約条件としたほか、契約書に周知チラシを添付することにより、全ての契約相手方に対して徹底を図っている。
- 建設工事下請報告のあった全ての下請契約について、消費税率の確認を行うとともに、4月以降は上記の詳細調査により消費税の転嫁状況を確認することとしている。
- 国土交通大臣所管の5業種(建設業、浄化槽工事業、解体工事業、宅地建物取引業、不動産鑑定業)の取引については、必要に応じて県が立入検査及び指導を行い適正な転嫁を確保して行く。

※上記5業種のうちゴシックの業種は、県土整備部で対応

公共工事設計労務単価（主要 10 職種）変動率

鳥取県の公共工事設計労務単価は、51 職種平均で平成 25 年 4 月に 11.8%、平成 26 年 2 月に 6.6% 引き上げられ、平成 24 年度に比べ約 19.5% の上昇となりました。主要 10 職種の引き上げ率は下表のとおりです。

| 職 種 | 単 価 (円) | | | |
|---------|---------|--|--------------------|--------------------|
| | H24.4 | | 対 H24.4 比 H25.4 | 対 H25.4 比 H26.2 |
| 特殊作業員 | 13,800 | | 10.9% 15,300 | 3.9% 15,900 |
| 普通作業員 | 10,800 | | 11.1% 12,000 | 4.2% 12,500 |
| 軽作業員 | 9,500 | | 14.7% 10,900 | 3.7% 11,300 |
| とび工 | 15,000 | | 12.0% 16,800 | 7.1% 18,000 |
| 鉄筋工 | 14,900 | | 12.1% 16,700 | 7.2% 17,900 |
| 運転手(特殊) | 12,900 | | 10.9% 14,300 | 3.5% 14,800 |
| 運転手(一般) | 11,100 | | 10.8% 12,300 | 4.9% 12,900 |
| 型わく工 | 14,600 | | 12.3% 16,400 | 7.3% 17,600 |
| 大工 | 14,900 | | 12.1% 16,700 | 7.2% 17,900 |
| 左官 | 14,200 | | 12.0% 15,900 | 7.5% 17,100 |

【公共工事設計労務単価とは？】

- ・公共工事の予定価格の算出に用いる積算用の単価で、作業員やとび工など技能労働者 51 職種について定めています。
- ・各職種の通常の作業条件及び作業内容の労働（所定時間内）に対する単価で、時間外等の割増賃金や作業内容を超えた特殊な労働に対する賃金は含まれていません。
- ・労務単価の内訳は次のとおりです。

労務単価 = 1. 基本給相当額 + 2. 基準内手当 + 3. 臨時の給与 + 4. 実物給与

1. 基本給相当額 基本給（法定福利費本人負担分相当額を含む。）及び出来高給
2. 基準内手当 家族手当、通勤手当、住宅手当、技能手当など
3. 臨時の給与 賞与（ボーナス）など
4. 実物給与 通勤定期や食事の支給など

注：法定福利費事業主負担分は、現場管理費に計上されています（労務単価には、法定福利費事業主負担分は含まれていません。）。

- ・新しい労務単価は、労務費調査により賃金の支払い実態を把握し、その結果を基に決定します。よって、労務単価が適切な水準に維持されるためには、末端の下請企業の技能労働者に至るまで持続可能性を確保できる水準の賃金が適切に支払われることが重要となります。

【例】普通作業員（12,500 円/日、20 日/月勤務）の場合

月当たり 12,500 (円/日) × 20 (日) = 250,000 円となり、これは上記枠内の 1. ~ 4. により算定した年収 (3,000 千円) を 12 ヶ月で除したものに相当し、法定福利費（雇用保険、医療保険及び年金保険）の本人負担相当額 (約 1.5%) が含まれています。

インフラ長寿命化計画と国土強靱化地域計画等について

平成26年3月18日
技術企画課

今後、県が策定する「国土強靱化地域計画」、「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「公共施設等総合管理計画」の概要と各計画の関係等について報告します。

1 各計画の概要

(1) 国土強靱化地域計画

「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が平成25年12月4日に成立、同月11日に公布・施行され、「国土強靱化政策大綱」が同月17日に決定された。引き続き、国は基本法に則した「国土強靱化基本計画」の第1次計画を平成26年5月頃に策定する予定である。この「国土強靱化基本計画」（国版）を受け、その方針や内容を踏まえながら、本県の実情に合わせた「国土強靱化地域計画」（県版）を策定する。
【所管：内閣府】

※国土強靱化の定義：事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する「大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり」⇒ 国のリスクマネジメント

(2) インフラ長寿命化計画（行動計画）

インフラの老朽化に対応しインフラの戦略的な維持管理・更新等を推進するため、平成25年11月29日に「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において「インフラ長寿命化基本計画」が決定され、各地方公共団体に対して「インフラの長寿命化計画」（以下「行動計画」という。）を定めるとともに、行動計画に基づき、個別施設毎の長寿命化計画の策定について要請がされたところ。

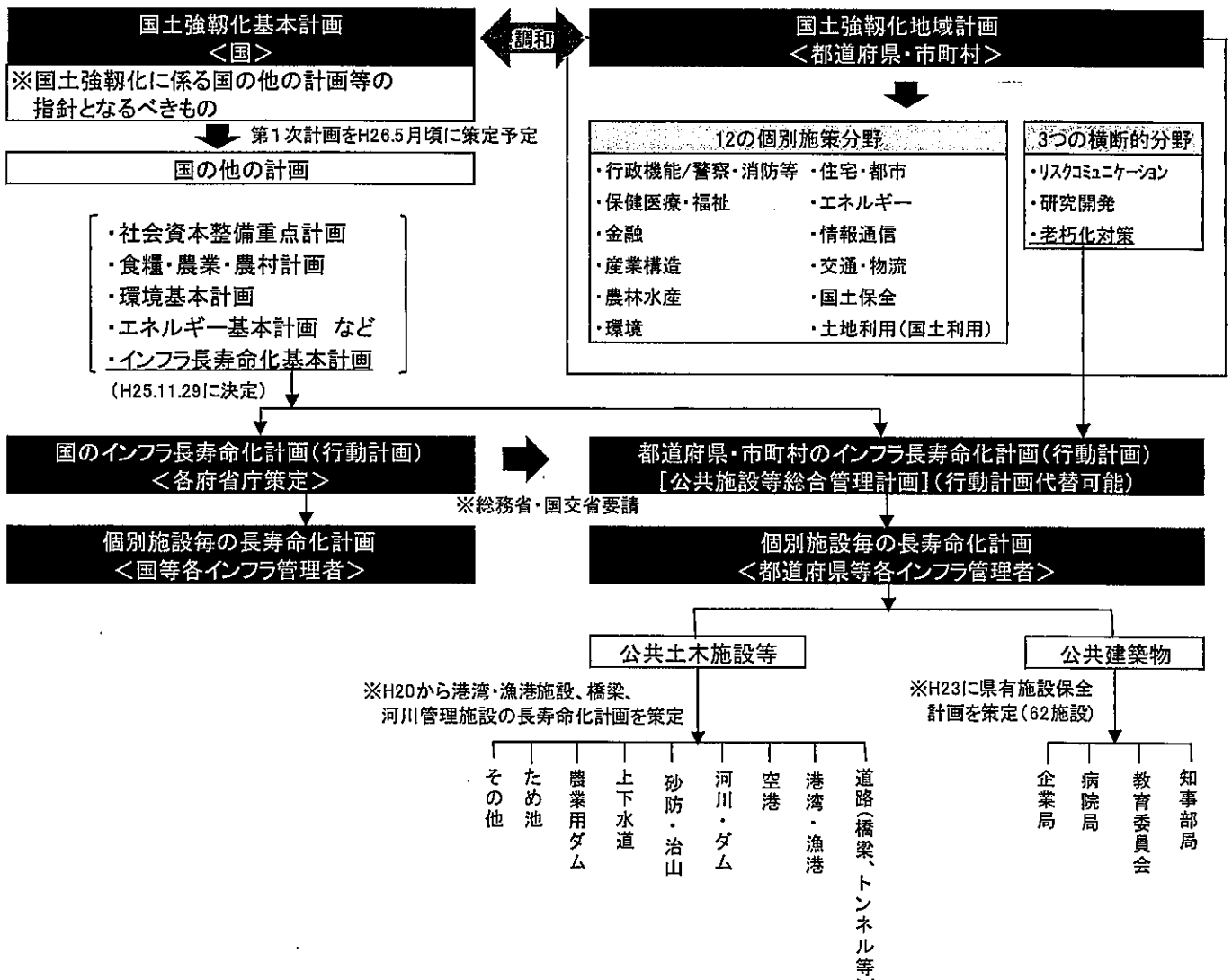
【所管：関係省庁連絡会議】

(3) 公共施設等総合管理計画

財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の再配置を実現するため、平成26年1月24日に総務省から各地方公共団体に対して、「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（案）の概要について」の事務連絡があり、今後（平成26年3～4月頃）、「公共施設等総合管理計画」の策定について要請がある予定である。

【所管：総務省】

2 インフラ長寿命化計画と国土強靱化基本計画等とのスキーム



県内高規格幹線道路等の整備状況について

平成 26 年 3 月 18 日
道路企画課

昨年 12 月供用の山陰道「鳥取西道路」〔鳥取 IC～鳥取西 IC 間 (1.8km)〕及び「中山名和道路・名和淀江道路」〔赤碕中山 IC～名和 IC 間 (8.6km)〕に続き、山陰近畿自動車道「駈馳山バイパス」〔福部 IC～岩美 IC 間 (連絡道路含む 7.7km)〕が 3 月 22 日 (土) に供用開始となります。

また、一般国道 180 号「南部バイパス」4.2km のうち、残る 2.8km が 3 月 15 日 (土) に供用開始され、全線開通となりました。

事業中及び事業化調査中区間の見通し

[山陰道]

○「鳥取西道路」

吉岡温泉 IC (仮称)～青谷 IC 間については、平成 29 年度供用予定が公表されたところであり、残る鳥取西 IC～吉岡温泉 IC 間 (仮称) についても一体的に供用できるよう、県も埋蔵文化財調査や用地買収の推進を支援するための体制を強化して取り組んでいる。

○「北条道路」

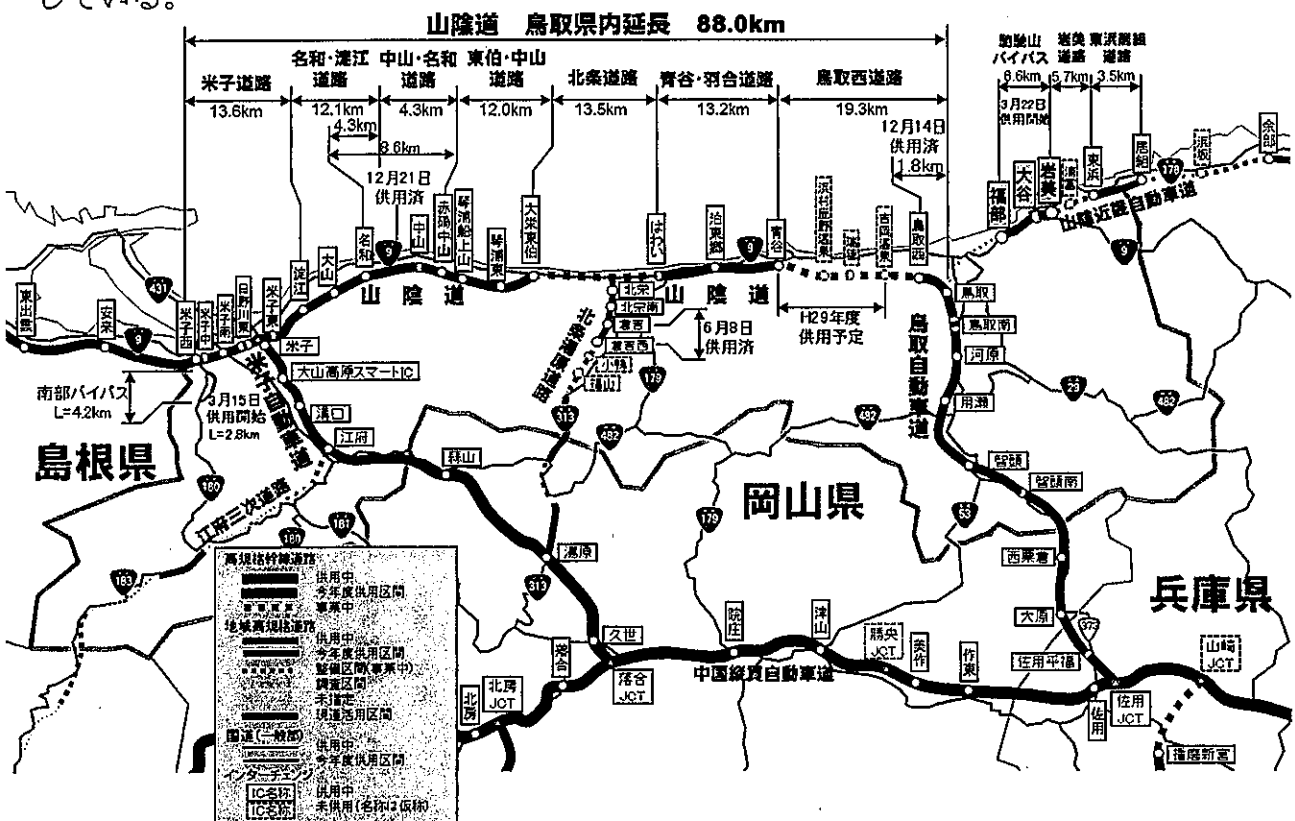
事業再開に向けた計画段階評価の審議が開始されたところであり、県としても都市計画決定等において必要な協力を全面的に行う。

また、今年度から事業化された湯梨浜地区と北栄地区における交通安全対策事業 (平面交差点の立体化) は、現在、詳細設計・地元調整中であり、来年度から工事に着手される予定である。

[山陰近畿自動車道]

○「岩美道路」

西工区 (岩美 IC～浦富 IC 間) は平成 27 年度の供用を目指して精力的に整備を行っているところ。また、東工区 (浦富 IC～東浜 IC 間) は平成 30 年代前半の供用開始を目指している。



直轄道路・河川の権限移譲に係る個別協議について

平成 26 年 3 月 18 日
道路企画課・河川課

昨年 12 月 20 日に「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（以下「見直し方針」という。）」が閣議決定され、その中で直轄道路・河川の権限移譲についての基本的考え方等が示されたところです。

これを受けて、平成 20 年に協議を始めたものの、止まっていた個別の道路・河川の移譲に関する協議に関し、本年 2 月 14 日に中国地方整備局から協議再開に当たっての説明がありました。

【道路】

- 平成 20 年に提示され「移管の可能性について引き続き協議するもの」として位置付けられていた国道 53 号（鳥取市叶～秋里）とともに、新たに国道 9 号（岩美郡岩美町本庄～鳥取市福部町湯山）が、個別協議の対象として中国地方整備局から提示されました。
- 全国的に移譲対象となっている路線はバイパスの現道区間がほとんどであり、国は権限移譲の協議の中で、従前と同様の取扱いにより、必要な移管の手続を進めるものです。
- また、国が行うべき事業を完了した上で移譲することを基本としています。

<提示の内容>

(区間)

- ① 国道 53 号（鳥取市叶～秋里） 延長 6.5km
※ 要件：バイパスの現道区間（鳥取南バイパス）
- ② 国道 9 号（岩美郡岩美町本庄～鳥取市福部町湯山） 延長 7.8km
※ 要件：バイパスの現道区間（駟馳山バイパス）

(財源)

バイパスの現道区間としての移管であり、従前と同様に、必要に応じ適切な補修等を行った上で移管されるものであり、移管後の財源措置は通常の地方財政措置が講じられるもの

- 提示された 2 区間について、関係市町等の意向も確認した上で、中国地方整備局と協議・調整を図っていくこととします。
- 国土交通省は、個別協議の状況と協議が整い移管協定締結を行った箇所について、年度末に公表する予定としています。

【河川】

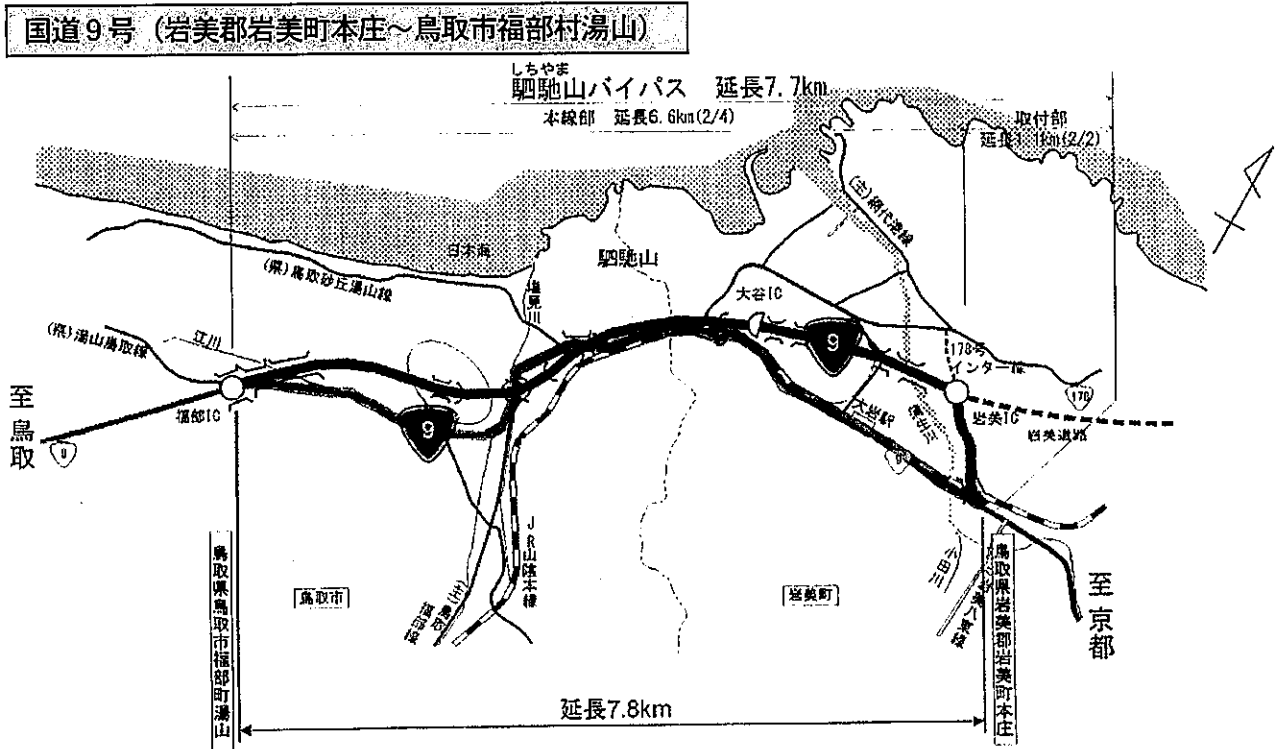
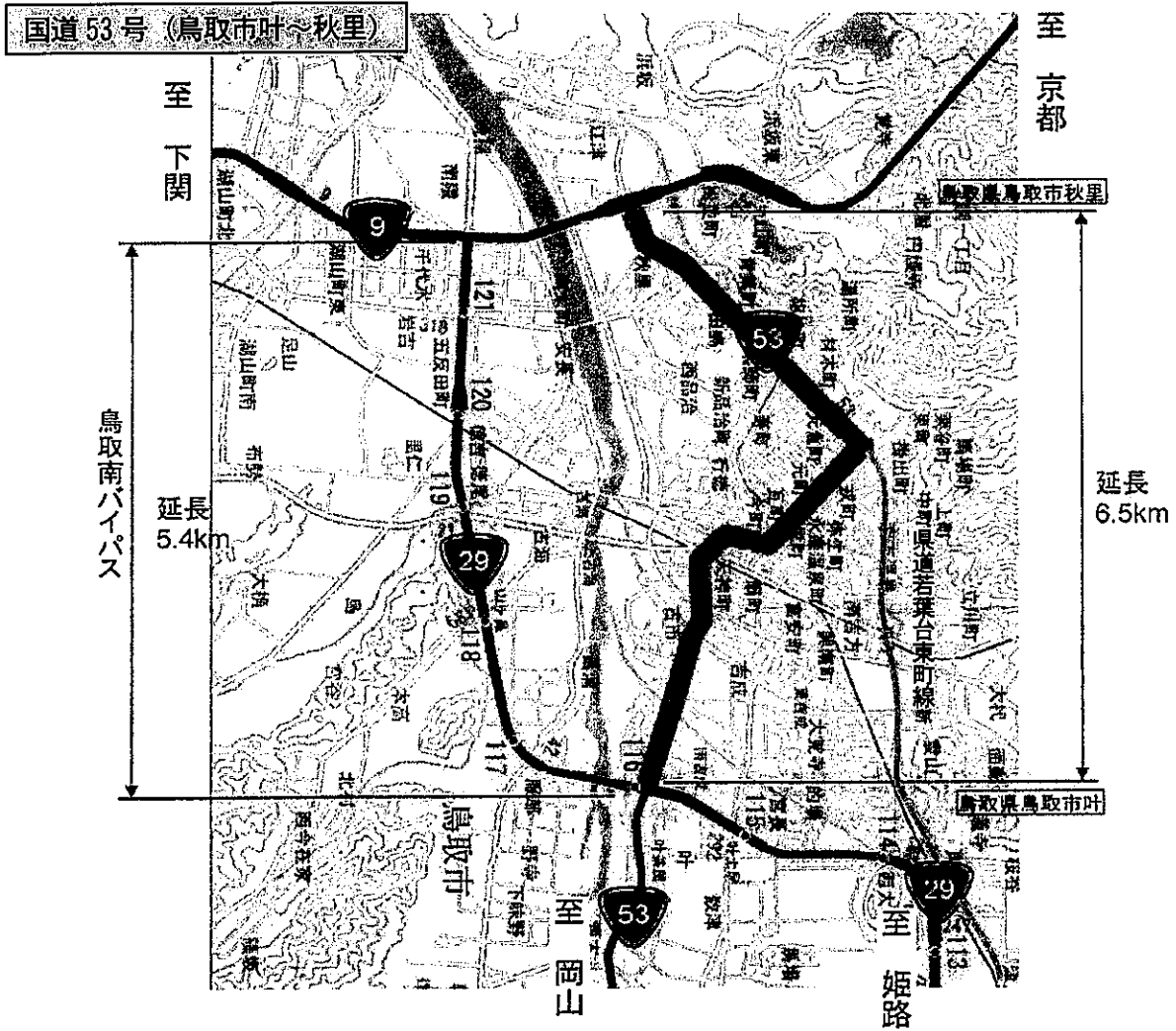
- 天神川は、平成 20 年に「移管の可能性について引き続き協議するもの」として位置付けられましたが、現時点においても従前と同様の位置付けで「引き続き協議するもの」として、移管の可能性について検討することとします。
- 流域 4 市町は、天神川の移譲について強い懸念を示されており、今後も移譲の検討に当たっては、流域 4 市町の意見を十分に聴く必要があること、また、移譲の時期については、国が行うべき事業を完了した上で移譲することが基本とされていますので、人材、資機材や国が行うべき事業の考え方などを含めた移譲のあり方を整理する必要があること等を相互に確認しています。

なお、当面は、平成 22 年 3 月に策定された河川整備計画（整備対象期間概ね 30 年）に基づく必要な河川改修を行っていく考えが示されました。

<流域市町の意見集約>

平成 25 年 11 月末に流域市町に意向を確認したところ、いずれの市町も気候変動に伴う集中豪雨による水害が頻発している状況に危機感を抱いており、災害時に迅速・適切な対応を行うためには、国策として引き続き国が責任を持って管理、整備すべき、との意見であった。

直轄道路の個別協議の対象



(平成26年2月14日 中国地方整備局提示図面に一部追記)

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について【概要】

平成25年12月20日 閣議決定

<抜粋>

直轄道路・河川

※今後の国と地方との個別協議結果等を踏まえ、具体的財源措置等に係る内容について適宜見直しを行う。

(基本的な考え方)

- 当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。
- その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

(移譲の対象範囲等)

- 「地方分権改革推進要綱(第1次)」に基づき、第1次勧告の方向に沿ったものとする。その際には、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象としない。
 - ・道路 原則として、指定区間外国道として移譲。バイパスの現道区間は地方道等として移譲。
 - ・河川 区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として移譲。全区間を移譲する場合は二級河川として移譲。
 - ・この場合、国で行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

(財源措置)

- 以下の内容を基本として、政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。
 - ・国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。
 - ・建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率(3分の2等)並みの交付金の措置を講ずる。
 - ・維持管理費については、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。
 - ※バイパスの現道区間については、従前と同様の取扱いと見直し、協議・調整が整ったものから順次移譲する。
 - ・財源措置は時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用。

(その他)

- 直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について <抜粋>

平成 25 年 12 月 20 日
閣 議 決 定

2 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する見直し

【国土交通省】

(7) 直轄道路及び直轄河川に係る整備等に関する計画、工事及び管理の実施等

直轄道路・河川の事務・権限の移譲等については、以下のとおり、現段階での基本的な考え方を取りまとめたところであり、具体的財源措置等に係る内容については、今後の直轄道路・河川の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

(i) 基本的な考え方

- ・住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄道路・河川の権限移譲を推進する。
- ・当該権限については、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進める。その際には、関係する市町村の意見を十分に聴取し、反映するよう調整する。

(ii) 移譲の対象範囲

- ・移譲の対象範囲は、「地方分権改革推進要綱(第1次)」(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)の方向に沿ったものとする。

なお、具体的な移譲の対象については、国土交通省において、都道府県知事、市町村長の意向も改めて確認の上、個別の道路・河川の移譲に関する協議・調整を経て決まっていくものである。その際には、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、引き続き国が管理する必要がある道路・河川については移譲の対象とはしないものとする。

(iii) 移譲後の位置付け

- ・道路については、原則として、指定区間外国道として移譲し、河川については、当該河川の区間の一部を移譲する場合は一級河川の指定区間として、当該河川の全区間を移譲する場合は二級河川として移譲するものとする。この場合、国が行うべき事業を完了した上で移譲することを基本とする。

また、移譲後は、地方公共団体が、地域の実情を十分に踏まえ必要な整備・維持管理の水準を確保する。

- ・バイパスの現道区間については、上記にかかわらず、現行の直轄基準に照らして、その基準に該当しなくなるものは、地方公共団体との協議を経て、地方道又は指定区間外国道に位置付けを変えて移譲する。

(iv) 財源措置

移譲に伴う財源措置については、以下の内容を基本として、今後、内閣府が主導して政府内で引き続き検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、各措置を講ずる必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。

国・地方全体としての行政の効率化を念頭に置きつつ、基本的には、国と地方の財政中立の考え方に立って、以下のとおりとする。

- ①バイパスの現道区間以外の建設費については、個別の箇所に対応した直轄事業における国負担率（3分の2等）並みの交付金の措置を講ずる。ただし、移譲時点で事業化されている事業を対象とする。

- ②維持管理費については、次のとおり財政措置を講ずる。

- ・個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる。

ただし、地方公共団体が移譲された道路・河川を維持管理するに当たっては、地方の創意工夫等により、一層の効率化に努める。

- ・バイパスの現道区間については、従来、地方に移譲するに当たって、必要に応じ適切な補修等を行った上で移譲してきており、移譲後の財源措置は、通常の地方財政措置が講じられてきているところであり、今回も従前と同様の取扱いとする。

なお、関係地方公共団体との協議・調整が整ったものから順次移譲することとする。

- ③上記の建設費及び維持管理費について、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、維持管理費に係る地方負担相当額について、適切に対応する。

- ④建設費及び維持管理費に係る人件費及び事務費については、所要額の総額を適切に積み上げた上で、当該額に応じた地方財政措置を講ずる。

- ⑤上記①から④の財源措置については、時限的な措置とし、平成27年度から一定期間が経過した年度までの間に移譲された一般国道及び一級河川について適用する。

(v) その他

- ・道路・河川の権限移譲に伴って必要となる人員等の確保の方策については、事業執行が円滑に行われるよう、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとし、個別協議の結果等も踏まえ、具体的な方策の必要性が確認された場合に、その実現を図ることとする。
- ・大規模な災害については、これまでも国による支援の充実が図られてきており、今後とも国・地方が協力して適切に対応する。
- ・東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化等を踏まえ、直轄事業の対象について、地方管理道路・河川の直轄編入を含め、必要な見直しを行う。

スカイマーク路線拡充に伴う米子鬼太郎空港の駐車場の対応について

平成26年3月18日
空港港湾課
交通政策課

4月1日から米子鬼太郎空港において、スカイマーク株式会社が羽田、那覇、新千歳便を増便されることから、ゴールデンウィーク等には駐車場不足が見込まれるため、公共交通機関の利用促進や仮設駐車場の設置などを計画しています。

1 当面の対応

- (1) 昨年(2014年)の12月20日以降の利用状況から駐車場の必要規模を推計したところ、スカイマーク増便直後の4月は、現行の収容能力(951台)で対応可能である。
- (2) 既に県・市の広報やチラシなどのメディアにより、公共交通機関の利用を啓発しているところである。
- (3) ゴールデンウィーク以降は常態的に収容能力を上回り、場内通路等のます外駐車により車が円滑に出入りできなくなる。
したがって、仮設駐車場約180台(防衛施設局所有)を確保し、収容能力を1,131台とすることにより、できる限り駐車ます内での対応とするとともに、年間ピーク時(秋)でも、駐車ます外を合わせての対応とする。

○公共交通機関の利用促進策

| 内 容 | 事業主体 | 実施時期 |
|-------------------------|-----------------|------|
| 新聞、時刻表、ポスター、路線PRチラシへの掲載 | 県 | 2月～ |
| 県政広報、インターネットHP | 県 | 2月～ |
| インターネットHPへの掲載 | 米子空港ビル | 2月～ |
| 市報、インターネットHPへの掲載 | 米子市、境港市、松江市、安来市 | 2月～ |

○ゴールデンウィークの対応

- ア 対応方法案：既設駐車場(951台)に加え、仮設駐車場(180台)の確保とバス運行(又は徒歩)等による対応
- イ 収容能力：全体1,131台
 - ・想定旅客数規模 9.78千人/年
 - 【全日空・ソウル便】H25実績557千人+【スカイマーク】搭乗率約4割相当分
- ウ 仮設駐車場の確保の検討
 - ・候補地の中から仮設駐車場への誘導の難易度、旅客の利便性、経費等を考慮した結果、三角地(防衛施設局所有地)が最善と考えられる。
 - ※なお、仮設駐車場の整備に当たっては、他工事で発生する残土やアスファルト切削材を再利用し、工事費の削減を図る。区画線や仮照明など保安上必要な施設はH25繰越予算で対応可能。(約6百万円)
 - ・米子港にも臨時駐車場を設け、連絡バスを運行させることについて検討する。

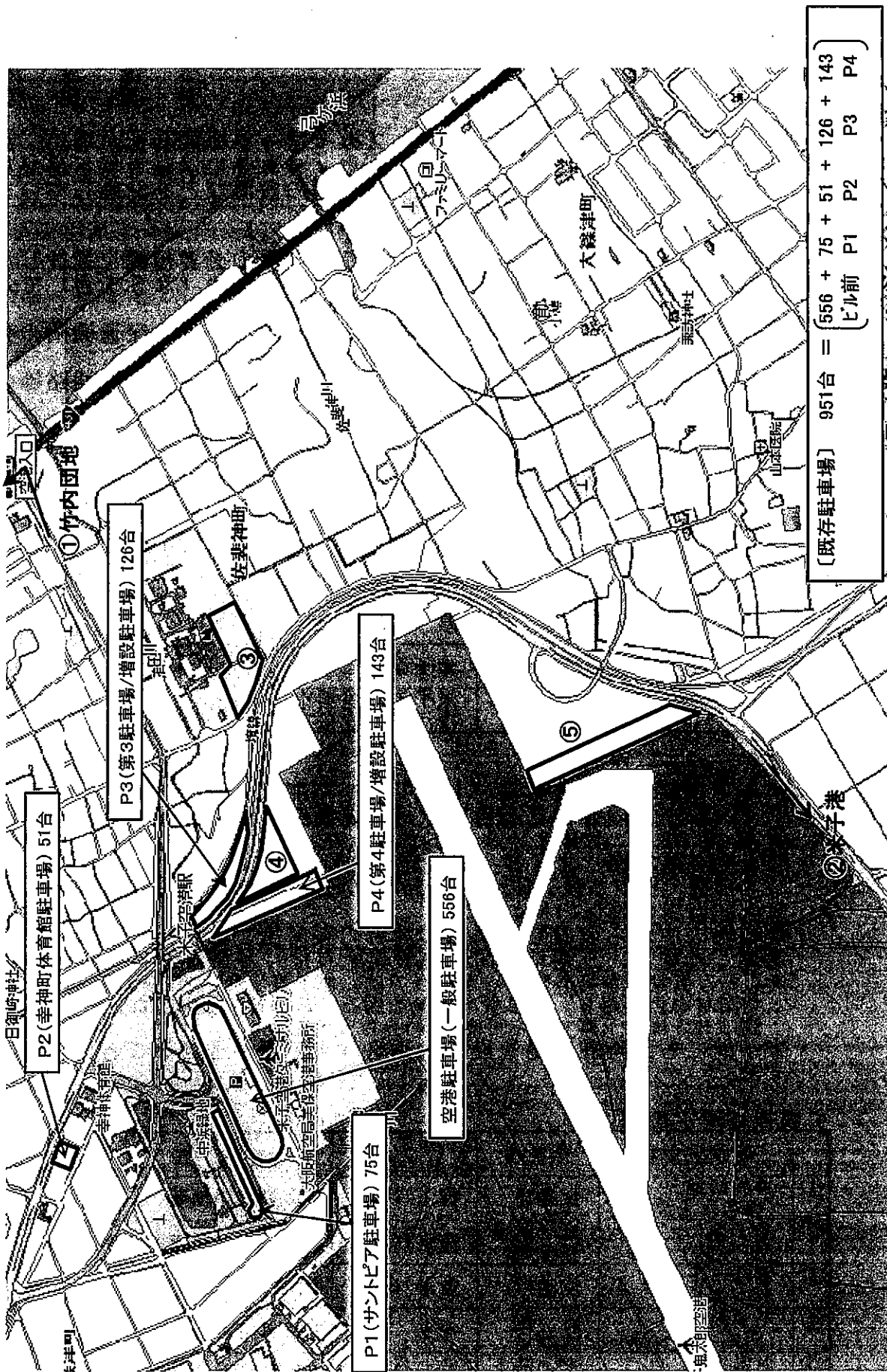
<候補地選定比較表>

| | 仮設駐車場 | 管理者 | 空港までの移動手段 | 課題等 | 評価 |
|---|--------------|---------|--------------|--------------|----|
| ① | 竹内団地(夢みなとター) | 企業局 | 借上バス | 誘導対応が困難 | × |
| ② | 米子港(野積場) | 米子県土整備局 | 連絡バス | 事前周知、誘導対応が必要 | △ |
| ③ | 境港市下水道センター | 境港市 | 借上バス | 夜間対応が困難 | × |
| ④ | 三角地(防衛省所有地) | 防衛施設局 | 徒歩 | 現誘導策で対応可能 | ○ |
| ⑤ | 旧県道敷(米子市側) | 米子県土整備局 | 借上バス 連絡バス | 出入の誘導対応が必要 | △ |

2 今後の対応

恒久的駐車場の設置については、規模、候補地等を検討中であり、今後の航空需要動向や駐車場利用の状況を見ながら対応していく。

米子空港 仮設駐車場候補地



一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工期 | 契約年月日 | 県土整備部 備要 |
|--|-------------------------------|-------------------|--------------------------|--|--------------------------------|------------|------------------------|
| 【新線分】 技術企画課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕 | 阿弥陀川砂防災害復旧工事 (23年災226号) | 西伯郡 大山町 坊領 | (株)大協組 代表取締役 小山 典久 | 181,548,000円 (予定価格) 199,710,360円 | 平成26年2月21日 ~ 平成26年11月4日 | 平成26年2月20日 | 制限付 一般競争入札 (22社) |
| 技術企画課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕 | 寺谷川砂防災害復旧工事(1工区) (25年災42号) | 西伯郡 南部町 下中谷 | 美保テクノス(株) 取締役社長 野津 一成 | 128,520,000円 (予定価格) 140,416,200円 | 平成26年2月24日 ~ 平成26年11月2日 | 平成26年2月21日 | 制限付 一般競争入札 (10社) |
| 技術企画課 〔西部総合事務所 米子県土整備局〕 | 寺谷川砂防災害復旧工事(2工区) (25年災42号) | 西伯郡 南部町 下中谷 | (有)善大建設 代表取締役 岸田 進 | 116,748,000円 (予定価格) 128,940,120円 | 平成26年2月27日 ~ 平成26年10月22日 | 平成26年2月26日 | 制限付 一般競争入札 (8社) |

| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工期 | 契約年月日 | 県土整備部 備要 |
|-------------------------------|-----------------------------|-------------------------|---|---|--|---|-------------|
| 【変更分】 道路企画課 〔鳥取県土整備事務所〕 | 国道178号(新岩本橋)耐震補強 工事(交付金) | 岩美郡 岩美町 岩本 | 国道178号(新岩本橋)耐震補強工事 (交付金)にエス三菱・やまこう建設 特定建設工事共同企業体 代表者 (株)にエス三菱鳥取営業所 所長 小倉徳男 やまこう建設(株) 代表取締役社長 岸本 行正 | (当初契約額) 143,745,000円 (第1回変更後契約額) 160,618,500円 (変更額) 16,873,500円 (第2回変更後契約額) 179,406,150円 (変更額) 18,787,650円 | 平成25年3月15日 ~ 平成26年1月13日 (変更後工期) 平成26年2月28日 | (当初契約年月日) 平成25年3月14日 (第1回変更契約年月日) 平成26年1月10日 (第2回変更契約年月日) 平成26年2月28日 | |
| 道路企画課 〔中新総合事務所 県土整備局〕 | 国道313号(和田橋)橋梁補修工事 (交付金) | 倉吉市 鶴川町 ~ 和田東町 | 加登脇建設(株) 代表取締役 加登脇 孝彦 | (当初契約額) 40,215,000円 (第1回変更後契約額) 84,395,850円 (変更額) 44,180,850円 (第2回変更後契約額) 110,085,150円 (変更額) 25,689,300円 | 平成25年3月28日 ~ 平成26年3月15日 | (当初契約年月日) 平成25年3月28日 (第1回変更契約年月日) 平成25年7月11日 (第2回変更契約年月日) 平成26年2月5日 | |

| 【変更分】 | | 県土整備部 | | | | | | |
|---|-----------------------------------|----------------------------|-------------------------|---|--|---|--|--|
| 主務課 | 工事名 | 工事場所 | 契約の相手方 | 契約金額 | 工期 | 契約年月日 | 摘要 | |
| 道路建設課 西部総合事務所 日野橋東センター 日野県土整備局 | 国道181号江府道路路町道橋上部 工事(1工区)(補助改良) | 日野郡 江府町 下安井 | (株)北都鉄工 取締役社長 小池田 康秀 | (当初契約額) 144,165,000円 (第1回変更後契約額) 〔 144,165,000円 (変更額) 0円〕 (第2回変更後契約額) 〔 145,585,650円 (変更額) 1,420,650円〕 | 平成25年1月18日 ～ 平成26年2月28日 | (当初契約年月日) 平成25年1月18日 (第1回変更契約年月日) 平成25年3月14日 (第2回変更契約年月日) 平成26年2月28日 | 約款年額額変更 | |
| | 河川課 西部総合事務所 米子県土整備局 | 大川河川改修工事(3工区)(防災 安全交付金) | 米子市 諏訪 | (株)ティー・エム・エス 代表取締役 別所 一生 | (当初契約額) 101,850,000円 (第1回変更後契約額) 〔 84,845,250円 (変更額) △17,004,750円〕 | 平成25年8月9日 ～ 平成26年3月14日 (変更後工期) 平成26年3月28日 | (当初契約年月日) 平成25年8月8日 (第1回変更契約年月日) 平成26年2月13日 | |
| | 治山砂防課 西部総合事務所 米子県土整備局 | 赤松地区復旧治山工事(経済対 策) | 西伯郡 大山町 赤松 | 美原テクス(株) 取締役社長 野津 一成 | (当初契約額) 92,190,000円 (第1回変更後契約額) 〔 100,580,550円 (変更額) 8,390,550円〕 (第2回変更後契約額) 〔 100,869,300円 (変更額) 288,750円〕 | 平成25年3月28日 ～ 平成25年12月30日 (変更後工期) 平成26年3月14日 | (当初契約年月日) 平成25年3月27日 (第1回変更契約年月日) 平成25年12月20日 (第2回変更契約年月日) 平成26年2月27日 | |